

環循適発第 2307271 号
環循規発第 2307273 号
令和 5 年 7 月 27 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第12号。以下「改正省令」という。）が、令和 5 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 16 日から施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）では、産業廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出並びに廃棄物処理施設の設置許可申請、変更許可及び変更届出等（以下「許可申請等」という。）の際に、第 9 条の 2 第 6 項、同条第 9 項等の例外を除き、規則に規定されている書類を全て添付しなければならないこととされている。今般、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化等が求められていることに鑑み、一定の場合は書類の添付を省略できることとし、行政手続の合理化に資する改正を行うものである。

なお、一般廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出については、添付する書類が規則に規定されていないものの、本通知を踏まえて書類の添付を省略するなど、手続の合理化に努められたい。

第2 改正の内容

1 書類の添付省略規定を創設（規則第21条）

改正省令では、許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができることとした（規則第21条第1項）。また、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができることとした（規則第21条第2項）。

2 書類の添付を省略できる事例とその書類

規則第21条第1項における書類の添付省略は、例えば、法人が同一の都道府県知事に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新規許可を同時に申請する場合において、産業廃棄物収集運搬業許可の申請書には登記事項証明書等を添付し、産業廃棄物処分業許可の申請書には、添付を省略する書類の一覧表を提出すること等により当該書類の添付を省略する旨を記載して当該書類の添付を省略すること等が考えられる。

また、規則第21条第2項における書類の添付省略は、申請者が書類を添付する際に環境大臣又は都道府県知事が添付の必要がないと認める場合にこれを可能とするものであり、したがって、都道府県知事において添付の必要がないとは認められない場合には、申請者の意思にかかわらず、書類の添付を省略させないことも可能である。なお、省略の判断に当たっては、以下の具体例を参考とされたいが、省略することができる事例とその書類は以下に限られない。

<書類の添付を省略することができる場合の具体例>

- ① 本籍地情報に変更がないと認められる場合における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用その他の手段により、個人や法人の役員等の住民票の写しにおいて確認すべき氏名・現住所の真正性等の内容を確認できるときは、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）（規則第3条第5項第10号等関係）の添付を省略することができる。

なお、令和4年地方分権改革に関する提案募集の結果を受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「第13次一括法」という。）第4条において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における許可申請等のうち住民票の写しの添付を求める規則に関する事務を住基法別表に追加することとしたため、法令上は、第13次一括法を受けて改正される住基法が施行される令和5年9月16日から住基ネットを利用可能となる。住基ネットの利用に当たっては以下（参考）の地方公共団体情報システム機構のホームページを参照されたい。

- ② 産業廃棄物処理業者が許可の更新と同時に優良認定を申請する場合において、申請先の都道府県等が確認する内容に係る情報連携システムを構築していること等により、添付を必要とせずに住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下「地方税」という。）を滞納していないことを確認できるときは、地方税を滞納していないことを確認できる書類（規則第9条の3第8号等関係）の添付を省略することができる。

（参考）

地方公共団体情報システム機構

<https://www.j-lis.go.jp/about/service.html>



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

内閣 法務省

〔人事異動〕

- 駐車場法施行規則の規定により登録
認証機関の登録事項の変更の届出が
あった件（国土交通八四〇）
- 航海標識に関する件
（海上保安庁三〇、三二）
- 道路に関する件
（九州地方整備局一一三、一一四）
- 保安林の指定をする件
（同八八四、八九五）
- アメリカ合衆国産ネクタリンの生果
実に係る農林水産大臣が定める基準
を定める件の全部を改正する件
（農林水産八八三）

三

五

六

〔省 令〕

目 次

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
（環境一一）

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件
（法務一九九）
- 再生関係
会社その他

二

一

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代
表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻
し、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
再生関係
会社その他

省

令

○環境省令第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令
和五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律
第百三十七号）を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省
令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十七日

環境大臣臨時代理

国務大臣 加藤 勝信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲
げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない
ものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも
のは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
（提出書類の特例） 第二十一条 この省令の規定により同時に二 以上の申請書その他の書類を提出する場合 において、各申請書その他の書類に添付す べき書類の内容が同一であるときは、一の 申請書その他の書類にこれを添付し、他の 申請書その他の書類にはその旨を記載し て、一の申請書その他の書類に添付した書 類の添付を省略することができる。 2 前項に規定する場合のほか、環境大臣又 は都道府県知事は、本人確認情報（住民基 本台帳法第三十条の六第一項に規定する本 人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情 報の提供を受ける方法その他の方法により この省令の規定によつて添付すべき書類の 内容を確認することができるためその添付 の必要がないと認めるときは、その必要が ないと認める書類の添付を省略させること ができる。	（新規）

附 則

この省令は、令和五年九月十六日から施行する。